

第20回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年9月6日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和5年9月6日 午前10時20分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳		○	
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

△	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
△	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
△	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
△	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 番 眞下 繁美 委員
議席 2 番 高橋 昭彦 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主 事 奥山 早紀
主 事 吉田 智洋

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案書送付後に取り下げが2件ございましたので、ご報告いたします。

1件目は、議案書の1ページ、議案第1号申請番号3の1番保留分です。

2件目は、議案書の11ページ、議案第5号申請番号5の8番が取り下げとなりましたので、よろしくお願ひします。

それでは、第20回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願ひます。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和5年度第20回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号1番眞下繁美委員、議席番号2番高橋昭彦委員を指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は眞下繁美委員と高橋昭彦委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は1ページから2ページの5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の5ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は5ページから10ページに記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。

報告書の11ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橋地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木第1班長をお願いします。

10 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年8月29日に実施しました、第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第5条による申請が10件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西は田、南は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西は田、南は水路、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地、西は畑と宅地、南は畑、北は

道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は畑と宅地、西と北は道路、南は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は道路、南は一体利用する宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と南は宅地、西は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東と西は畑と道路、南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の10番の1つ目の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。2つ目の現地は、東と南は山林、西は道路、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤第1班長お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年8月29日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、飯塚委員、青木洋一委員、内山委員、奈良委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、石井主任行政専門員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第4条による申請が2件、第5条による申請が8件合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに5条の計画変更申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は自然観察園と駐車場、西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に4条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、5条の計画変更申請番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東は宅地と田、西は田、南は道路、北は

宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。12ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は宅地と畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の12番の現地は、東と西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の13番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の14番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われま

13ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の16番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の17番の現地は、東は宅地と畑、西と南は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の18番の現地は、東は道路と一体利用する宅地、西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

以上で第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題とし、意見の決定を求め

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、次のとおり農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による照会がありましたので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農政課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長

それでは、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課

農政課振興係の中野と申します。

協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

構想の見直しに関する具体的な内容につきましては、担当からご説明させていただきます。

農政課

農政課振興係の川田と申します。

私からは、基本構想の見直しに関する具体的な内容についてご説明させていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき市の策定が義務付けられています。

市が将来の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進していく目標であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものです。

昨年、農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、群馬県は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針の見直しを行いました。市の基本構想は県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即するものとされているため、見直しを行うこととなりました。

今回の見直しの具体的な内容について、お手元の協議書に沿ってご説明をさせていただきます。

協議書の3ページから33ページまでが見直し案の全文、34ページからが見直し案の新旧対照表となります。

55ページをご覧ください。

見直し事項の1点目として、農業を担う者に関する事項が追記されました。農業を担う者の確保及び育成に関する事項として、農業を担う者の確保及び育成の考え方や市が主体的に行う取組、関係機関との

連携、役割分担の考え方等について整理しました。

次に57ページ、左側の見直し案第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてです。今回の法改正における変更点である、地域計画及び目標地図の法定化や市町村における利用権設定の制限等について内容の整理を行いました。

①では、利用権設定等促進事業を削除し、新たに地域計画に関する事項を定めました。現行の④、⑤の部分は、見直し事項の1点目としてご説明した農業を担う者に関する事項と関係する内容となるため削除としました。

また、70ページ以降の別紙1、別紙2については、利用権設定等促進事業に関する事項のため削除としました。

その他、今回の法改正により生じた文言の整理等を行っています。詳細については、新旧対照表でご確認ください。

協議第1号の説明は以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

協議第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、認めることをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり認めることに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から2番の2件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。
議案第2号、申請番号3の1番から2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、令和2年5月20日付け指令により一般住宅及び駐車場用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、コロナ禍や建築資材の高騰により、当初の計画が実行できませんでした。このため、計画を変更し、管理、宿直棟、駐車場及び宿泊施設用地として使用するため、計画変更申請するものです。

なお、申請地は既に計画変更後の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

また、本案件は第4条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

2 番

はい、議長。2番高橋。

議 長

はい。2番高橋委員。

2 番

申請番号4の1なんだけど、議案書に一体利用面積が記載されてるんだけど、どの範囲ですかね。案内図を見ても分からなくて。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

案内図の1ページをお願いします。申請番号4の1番についての右側のページです。申請地の南側に道路がございます。そのなお南側、道路はさんだ南側が一体利用地となっています。

議 長

ほかになにかありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件については、許可すること
でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案の
とおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第13、議案第5号、農地法第5条の規定による
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の8番を除く、申請番号5の1番から18番の17件を上程し、
審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請につきまして、ご説明いたします。
議案書の9ページから13ページ関連です。
議案書9ページをお願いいたします。
議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお
り農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定
を総会にお願いするものです。
申請番号5の1番から18番につきまして、権利関係、申請地の所在、
面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につい
ては、議案書に記載のとおりです。
申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議
案書に記載のとおりです。
申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議
案書に記載のとおりです。
申請番号5の3番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、か
つ、500m以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農
地区分は議案書に記載のとおりと思われます。
10ページをお願いいたします。
申請番号5の4番は、J Rの駅から約170mのところ position している
ことから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。11ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。12ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の13番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ500m以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。13ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月29日に実施いたしました

が、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。申請番号5の16番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の17番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

申請番号5の18番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ500m以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の8番を除く、申請番号5の1番から18番の17件について審議します。

まず始めに、申請番号5の15番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、飯塚敬子委員にお願いします。

15 番 はい、議長。15番飯塚です。

議 長 はい、15番飯塚委員。

15 番 着座にて説明させていただきます。

調査は、8月29日に、山本会長、高橋職務代理者、佐藤正道推進委員と私、飯塚。事務局からは、吉田係長、池田係長の合計6名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、申請番号5の15番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第5号、申請番号5の15番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の15番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の8番及び15番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

議案第5号、申請番号5の8番及び15番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の8番及び15番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

15ページから16ページをお願いします。

内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、小野上、子持、赤城、地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年10月1日を予定しております。計画概要につきましては、15ページの表の右の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人が5人、受人が5人、筆数が11筆、面積は11,821.00㎡です。

この個別の内訳は、16ページの令和5年10月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第1

8条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号4番から5番の2件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号4番から5番の2件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

番号4番から5番の2件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号4番から5番の2件については、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

続きまして、番号1番から3番の3件について審議します。

それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、野村隆委員をお願いします。

16 番

はい、議長。16番野村。

議 長

はい、16番野村委員。

16 番

着座にて報告させていただきます。

過日実施しました新規就農希望者に対する面談の結果を報告いたし

ます。

面談日時は、令和5年8月25日金曜日午後4時から、市役所第二庁舎204会議室で行いました。

渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1号事務処理要領により、経営面積が2,000㎡に達する者については営農計画書の審査をすることとなっているため、面談を実施しました。

面談出席者は、新規就農希望者、利用権設定面積は3筆で2,171㎡です。面談委員は山本農業委員、阿部推進委員と私、野村。事務局からは福田事務局長、吉田農地調整係長、池田農業振興係長、石田主任行政専門員が出席しました。

新規就農希望者は渋川市吹屋地内に居住しています。昨年より就農を目指し小野子にて試験的に農業を始めています。

新規就農希望者は遊休農地を活用し、安全、安心な農産物の生産を目指しており、渋川市選別農薬農法の認証を受けるなど意欲的に農業に取り組んでいます。

審査基準に関係する内容を報告いたします。

新規就農希望者は会社経営を息子に譲り、時間が出来たため安全、安心な農産物を作ろうと農業を始めたもので、所有する機械、労働力にも不足がなく、営農計画書も適切であることから利用権の設定は適当であると判断いたします。

以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。

よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号1番から3番の3件について審議します。

先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

番号1番から3番の3件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号1番から3番の3件については、承認することに決しました。

続きまして、番号6番から11番の6件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

番号6番から11番の6件については、議案のとおり認めることをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号6番から11番の6件については、承認することに決しました。

以上をもちまして、第20回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <10時20分>